

に、「ものである場合に限り」を「ときに限り」に改め、同条に次の一号を加える。

四 下水道管理用電線等の使用が道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受ける場合は、道路占用許可その他の公物の占用の許可等（変更の許可等を含む。）の取得が可能であると見込まれること。

第七条の次に次の一条を加える。

（熱交換器等の設置に係る下水道暗渠等の使用許可の基準）

第七条の二 局長は、熱交換器等の設置に係る下水道暗渠等の使用について第三条第三項の申請があつた場合は、次に掲げる要件に該当するときに限り、当該使用を許可することができる。ただし、局長が管理上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

一 設置する熱交換器等が、当該熱交換器等を設置する管渠の下水の排除機能に著しい影響を与えないことが確認できるものであること。

二 熱交換器等の構造、設置方法等が、別に定める基準に適合するものであること。

三 熱交換器等の設置工事又は維持管理を行うことにより、下水道暗渠等の構造及び機能に影響を生じないことが確認できるものであること。

四 熱交換器の内部を流れる熱源水は、下水道暗渠等に当該熱源水が流入した場合であっても、下水道暗渠等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 熱交換器等の設置に係る下水道暗渠等の使用が道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受け

る場合は、道路占用許可その他の公物の占用の許可等（変更の許可等を含む。）の取得が可能であると見込まれること。

第十条中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附則第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。別表を次のとおり改める。

別表(第十関係)

種別	設置物件又は使用物件	単位	使用料
第二条第一号に掲げる場合 公共下水道の暗渠の施設	電線等	電線外径十三ミリメートル未満	一、〇七六
	電線等	電線外径十三ミリメートル以上二十ミリメートル未満	一、三四五
第二条第二号及び第三号に掲げる場合 公共下水道の暗渠の施設	電線等	電線外径二十ミリメートル以上	一、六一四
	電線等	電線外径二十ミリメートル以上	一、六四六
第二条第四号に掲げる場合 公共下水道の暗渠の施設	電線等	電線外径二十ミリメートル以上	八〇八
	電線等	電線外径二十ミリメートル以上	九七〇
熱交換器等	熱交換器等の幅百ミリメートル未満	熱交換器等の長さメートルにつき一年	一、七八二

備考

- 金額の単位は、円とする。
- 電線が設置される下水道暗渠等、使用する下水道管理用電線若しくは熱交換器等が設置される下水道暗渠等の長さがメートル未満であるとき、又はこれの長さがメートル未満の端数があるときは、メートルとして計算するものとする。
- 使用の期間に一年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。
- 下水道管理用電線の長さは、原則として、局施設間における電線の延長の合計値とし、その両端は各施設内に設置された接続施設とする。
- 熱交換器等の幅は、下水道暗渠等の長さの方向に対して垂直な平面上における熱交換器等の輪郭が囲む領域の面積の正の平方根とする。

熱交換器等の幅百ミリメートル以上二百ミリメートル未満	同右	二、三三八
熱交換器等の幅二百ミリメートル以上	同右	二、六七四
熱交換器等の幅百ミリメートル未満	同右	一、〇七四
熱交換器等の幅百ミリメートル以上二百ミリメートル未満	同右	一、三四二
熱交換器等の幅二百ミリメートル以上	同右	一、六一〇

別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式（第3条関係）

下水道暗渠等使用許可申請書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

申請者

住 所(所在地)

氏 名(名称及び代表者氏名)

担当者



東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程第3条第3項の規定により、下水道暗渠等の使用許可を申請します。

使用の目的	所 在		使用延長
	種 類	物件の設置箇所	
下水道暗渠等			設置する物件の構造等
使用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事の方法
下水道の復旧方法			添付書類
備考			

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、令和元年十月一日から施行する。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程第六条及び第七条の規定に基づき、既に使用許可を受けた者に係る使用料については、令和二年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

告 示 (消)

●東京消防庁告示第1号

火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月7日

東京消防庁

消防總監 安 藤 俊 雄

第3条の4の次に次の1条を加える。

(危険物保安監督者選任の届出)

第3条の5 危険物規則第48条の3の規定による実務経験を証明する書類は、別記様式第5号による実務経験証明書とする。

第6条の6の見出し及び同条各号列記以外の部分中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条各号中「日本工業規格 A4201」を「日本産業規格 A4201」に改める。別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第3条関係)

危険物 仮貯蔵 承認申請書			
危険物の所有者又は占有者		住所 氏名	申請者住所氏名 (電話)
仮貯蔵・仮取扱いの場所		所在地 名称	電話 ()
危険物の種類、品名及び最大数量	仮貯蔵・仮取扱いの方法	指定数量の倍数	倍
仮貯蔵・仮取扱いの期間	管理の状況	年 月 日から 年 月 日まで	日間
現場管理責任者	住所 氏名	緊急連絡先 ()	
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後 の他の必要事項			
※受付欄	※経過欄	※手数料欄	
承認年月日 承認番号			

備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格A列4番)

別記様式第4号の2及び様式第4号の4中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。
 別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号 (第3条の5関係)

実 務 経 験 証 明 書			
氏 名	(年 月 日生)		
取り扱った危険物	類 別	第 類	品 名
	年 月 日から 年 月 日まで		
取り扱った期間	(年 月)		
製造所等の区分 (該当するものを ○で囲むこと。)	製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所		
上記のとおり相違ないことを証明します。			
証明年月日	年	月	日
事業所名			
所在地			
証明者	職 名	氏 名	印
		電話番号	()

(日本産業規格A列4番)

別記様式第6号、様式第7号の2及び様式第8号中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

公 告

自然環境保全促進地域の指定について

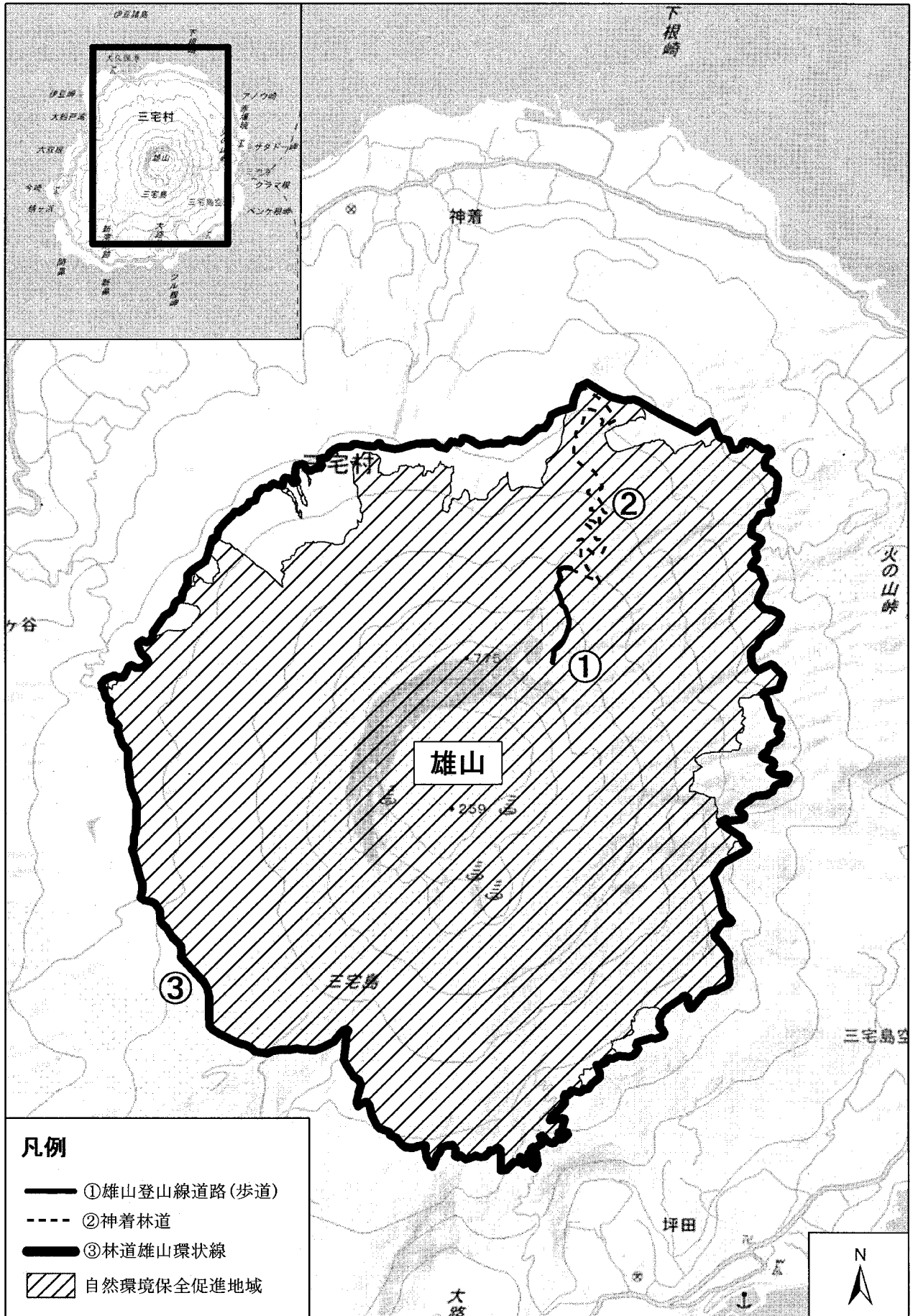
東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱(平成十四年七月一日十四環自計第二百八十八号知事決定)第二条第一項の規定により、自然環境保全促進地域を次のように指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年六月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 自然環境保全促進地域の区域
三宅村林道雄山環状線により囲まれた区域(民有地を除く。)(別図のとおり)
- 二 指定年月日
令和元年六月六日

別図



凡例

- ①雄山登山線道路(歩道)
- ②神着林道
- ③林道雄山環状線
- ▨ 自然環境保全促進地域

地理院地図(標準地図)引用

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年六月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和元年六月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)新宮下公園等整備事業
- 二 店舗所在地 渋谷区神宮前六丁目二十番ほか
- 三 設置者名 三井不動産株式会社
- 四 設置者住所 中央区日本橋室町二丁目一番一号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定
- 六 新設をする日 令和二年三月一日
- 七 店舗面積の合計 七千九百十三平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 九十一台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 三百九十台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 三百九平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 四十六・六一立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時ほか。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間ほか

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗中央

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間ほか

十七 届出日 平成三十一年四月二十三日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 令和元年六月七日から同年十月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

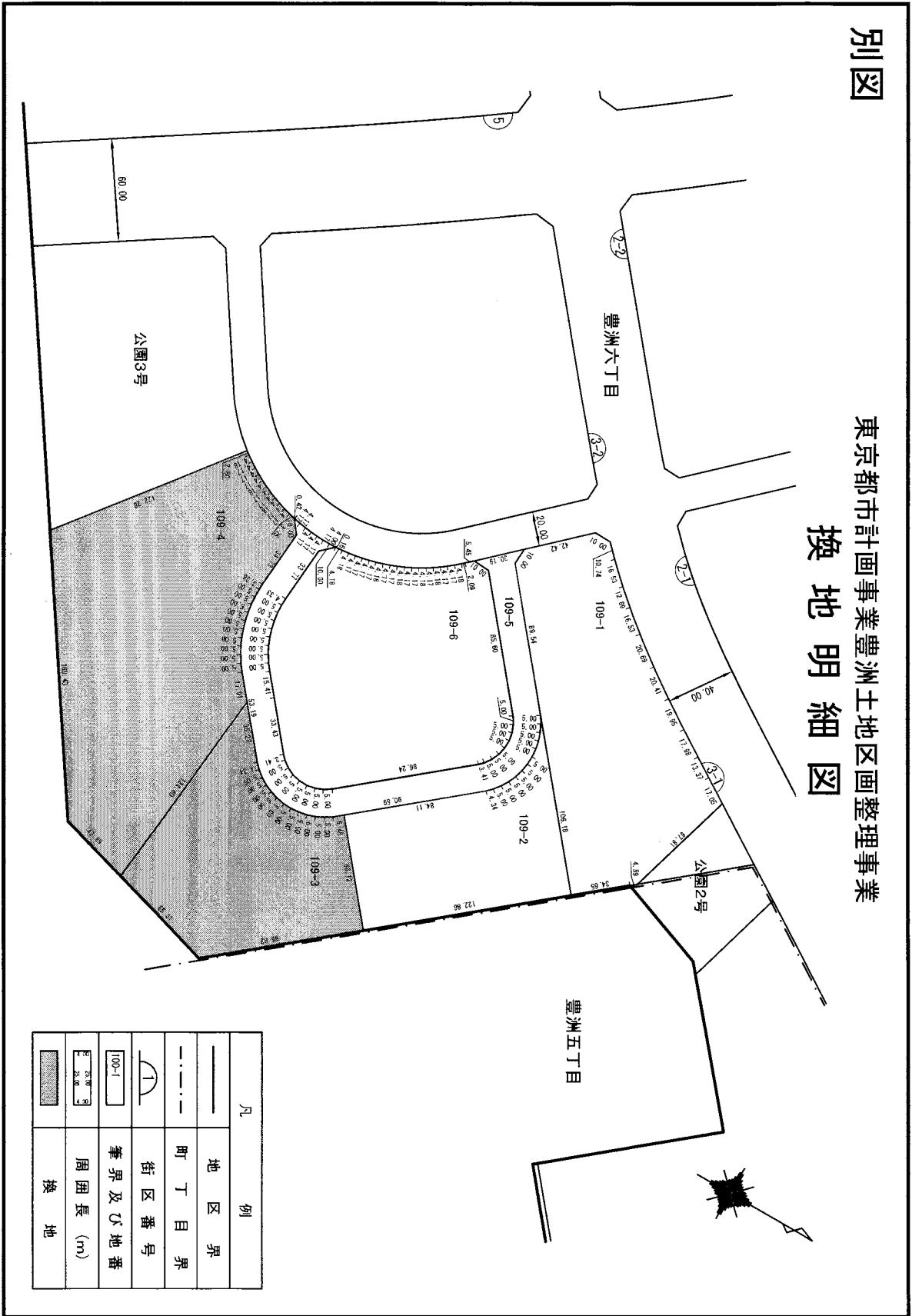
二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○令和元年六月三日付東京都公告 十四ページ別図の次に次のように加える。

別図

東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業
換地明細図



凡 例	
	地区界
	町丁目界
	街区番号
	筆界及び地番
	周囲長 (m)
	換地

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

